

(第十四部)

第一回 参議院運輸及び交通委員会會議録第十九号

付託事件

- 磐城東線三春、船引兩驛間の要田村に停車場を設置することに關する請願(第二二號)
- 鐵道運賃の値上げ反對に關する請願(第二三號)
- 長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四四號)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第十五號)
- 鐵道運賃値上げ反對に關する請願(第十號)
- 高崎、熊谷間に電化工事を實施することに關する陳情(第四五號)
- 鐵道運賃値上げ反對に關する陳情(第四七號)
- 磐城東線神保、大越兩驛間の瀧根町管谷に停車場を設置することに關する請願(第三三號)
- 日本通運株式會社の營業權並びに設備を舊關係業者へ還元することに關する陳情(第八五號)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第九六號)
- 東北本線宇都宮、大宮間、日光線宇都宮、日光間及び兩毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情(第九九號)
- 海上輸送力緊急増強に關する陳情(第二百二十三號)
- 海難審判法案(内閣提出、衆議院送付)
- 鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 本原線鐵道工事の速成に關する陳情

情(第五十六號)

- 舊鶴見臨港鐵道線外三鐵道線拂下げに關する請願(第六十號)
- 江差町、東根村間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第五十六號)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第九十號)
- 東北本線二本松、本宮兩驛間の杉田村に停車場を設置することに關する請願(第九十二號)
- 博多、壹岐及び對馬間の國營航路實現促進に關する請願(第九十三號)
- 矢島鐵道株式會社の救済に關する請願(第九十七號)
- 信越線高崎、横川間電化工事を實施することに關する陳情(第二一號)
- 道路運送法案(内閣送付)
- 舊小倉鐵道線拂下げに關する請願(第三三號)
- 信越線高崎驛附近鶴川鐵橋の徑間擴張工事施行に關する請願(第七七號)
- 五條驛、新宮市間の鐵道速成に關する請願(第八八號)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第九九號)
- 東海道線沼津、濱松兩驛間の電化速成に關する請願(第一百二號)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第一百三十三號)
- 愛媛縣東宇和郡、八幡濱市間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第一百四十四號)
- 山陰線の電化並びに廣島、松江南市間直通列車運轉に關する請願(第一百九號)

十九號

- 中央氣象臺牛深出張所設置に關する請願(第二百二十七號)
- 九州、四國間省營連絡に關する請願(第二百三十七號)
- 常磐線松戸、平兩驛間電化促進に關する請願(第二百四十二號)
- 中央氣象臺牛深出張所設置に關する請願(第二百四十四號)
- 舊播磨鐵道線拂下げに關する請願(第二百六十一號)
- 常磐線松戸、我孫子兩驛間電化工事實施に關する請願(第二百六十四號)
- 高知縣香美郡山田、大橋間國營自動車、岡ノ内まで延長並びに二自動車道路開設に關する請願(第二百六十六號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に關する請願(第二百七十號)
- 豐川鐵道及び厚來寺鐵道線拂下げに關する請願(第二百七十一號)
- 肥後線電化工事に關する請願(第二百七十三號)
- 札沼線中の撤收區間復元に關する請願(第二百八十四號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に關する請願(第二百八十六號)
- 常磐線松戸、我孫子兩驛間電化促進に關する請願(第二百八十八號)
- 豐後國宮内、十勝清水間鐵道敷設促進に關する請願(第二百八十九號)
- 江差町、東根村間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情

(第二百七十四號)

- 福島縣安達郡二本松、浪江兩町間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第二百九十四號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に關する請願(第二百九十五號)
- 舊南海鐵道山手線拂下げに關する請願(第二百三三號)
- 大牟田驛復興に關する請願(第二百六號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路の運轉に關する請願(第二百二十二號)
- 後藤寺、絲田兩鐵道線拂下げに關する請願(第二百二十五號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路の運轉に關する請願(第二百七十七號)
- 西彼半島の陸海運交通の整備に關する請願(第二百二十二號)
- 民營事業と競合する國營バス開設反對に關する陳情(第二百二十號)
- 造船技術の振興方策に關する陳情(第二百三十八號)
- 道路交通行政に關する陳情(第二百五十二號)
- 磐城西郷信號所、湯野上驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第二百三十六號)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第二百三十七號)
- 東北本線磐城西郷信號所を貨客取扱驛とすることに關する請願(第二百三十九號)

(第二百七十四號)

- 松本、長野兩市間外四路線に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第二百四十九號)
- 羽後鐵道災害復舊に關する請願(第二百五十二號)
- 關門國道トンネル建設工事促進に關する請願(第二百五十三號)
- 關門港に外國貿易船の入港促進に關する請願(第二百五十六號)
- 關門國道トンネル建設工事促進に關する請願(第二百六十二號)
- 沿岸荷役業者の貨物自動車運賃に關する請願(第二百七十七號)
- 省線電車を小田原まで延長することに關する請願(第二百七十八號)
- 沿岸荷役業者の貨物自動車運賃に關する請願(第二百八十八號)
- 山陰線餘部鐵橋修理に關する陳情(第二百七十一號)
- 姫路及び新宮兩驛、安栗郡内間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第二百七十六號)
- 横須賀線逗子、田浦間に沼間驛を設置することに關する陳情(第二百八十八號)
- 姫路及び新宮兩驛、安栗郡内間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第四百一號)
- 直江津、六日町兩驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第二百九十六號)
- 磐岡縣磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願(第二百九十八號)
- 油津港を第二種港灣編入並びに貿易

開港場指定に関する請願(第三百五號)

○油津臨港鐵道敷設に関する請願(第三百一號)

○横須賀開港指定促進等に関する請願(第三百六號)

○富山縣東礪波郡城端、西赤尾間に國營トラックの運輸を開始することに關する請願(第三百七號)

○東海道線沼津、濱松兩驛間電化促進に關する請願(第三百一號)

○八戸線久慈驛、岩手町間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第三百十七號)

○德島縣穴吹驛、白地間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第三百十八號)

○大糸線全通促進に關する請願(第三百二十六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第三百二十七號)

○中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧兩驛間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第四百七號)

○姫路及び新宮兩驛、安樂郡内間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第四百十三號)

○舊有馬線復舊に關する請願(第四百二十號)

○小湊線築港の戦時統制撤廢に關する陳情(第四百三十一號)

○若松港を第一種重要港灣に編入することに關する陳情(第四百三十七號)

○濱原、十日市兩驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第三百五十三號)

○四國循環鐵道開通促進に關する請願(第三百五十五號)

○福岡、寒河江間左津、荒砥間の鐵道敷設及び福岡、寒河江間外二線路に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第三百五十七號)

○栃木縣今市、福島縣田島兩町間に鐵道を敷設することに關する請願(第三百七十三號)

○白根鐵道復舊に關する請願(第三百八十三號)

○東海道線沼津、濱松兩驛間電化促進に關する陳情(第四百六十七號)

○今次の水害による足尾銅復舊促進に關する陳情(第四百七十五號)

○川棚、有田兩驛間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第三百八十五號)

○桃ノ川、被杉兩驛間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第三百八十六號)

○土讃線電化に關する請願(第三百八十七號)

○下田、飯田兩驛間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第三百九十號)

○四國循環鐵道の全通並びに九、四連絡民營運輸強化に關する請願(第三百九十五號)

○茂木、御前山間の國營バスの運輸を水月市まで延長することに關する請願(第三百九十八號)

○水戸市、波崎町間に國營バスの運輸を開始することに關する請願(第三百九十九號)

○縣佐原町間に國營バスの運輸を開始することに關する請願(第三百九十九號)

○岐阜市、根尾村間に國營バスの運輸を開始することに關する請願(第四百百六號)

○肥薩線電化促進に關する請願(第四百十號)

○都道府縣議會議員に管下鐵道無賃乗車券交付に關する請願(第四百十一號)

○四國循環鐵道の全通並びに九、四連絡民營運輸強化に關する請願(第四百十六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する陳情(第四百八十七號)

○九、四連絡民營事業強化に關する陳情(第四百九十號)

○地方鐵道法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第四百二十九號)

○姫路、播磨新宮、若櫻間に國營自動車運輸を開始することに關する請願(第四百三十六號)

○大糸線全通促進に關する請願(第四百四十號)

○甲府、長野兩驛間電化實現に關する請願(第四百四十一號)

○上毛鐵道水害復舊に關する請願(第四百四十二號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第四百四十四號)

○大糸線全通促進に關する請願(第四百四十八號)

○大内驛、野村町間に國營自動車運輸を開始することに關する陳情(第五百二十二號)

○都道府縣議會議長に國有鐵道無賃乗車證下付に關する陳情(第五百二十七號)

○大糸線全通促進に關する陳情(第五百三十六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する陳情(第五百三十七號)

昭和二十二年十一月六日(木曜日)午後一時四十六分開會

本日會議に付した事件

○海難審判法案

○委員長(板谷順助君) これより會議を開きます。諸君にお諮りしたいことがあります。請願につきましては、御承知の通り、第一、第二の小委員會を設けておたのであります。この出席率の餘りよくない關係からして、これを合併いたしまして請願に關する審議を行つたのであります。この後の取扱ひにつきましては委員長に任されたのであります。別に小委員會を設けないで済ませただけ諸君の出席を願うこととして委員會で以てやりこの審議をするというふうなことにしてはいかがでございますようか。

○委員長(板谷順助君) それではそのように決定いたします。それから海難審判法案が御承知の通り、来る九日を以て任期満了とでも申し上げますが、期日は経過をいたしましたので、これは御承知の通り、小委員會に付しておりますので小委員長から御報告を願つたいと思つたのでございます。

○委員長(板谷順助君) 小委員長小林君どうぞ御報告をお願いします。

○小林勝馬君 只今議題となりました海難審判法案小委員會における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。皆御承知の通り、小委員會は九月十八日にございまして、途中から審議を始めたのでございますが、その後三回會議を開きまして、各員熱心に研究審議をいたしましたのであります。小委員會となりまして以來の質疑の主なものを申し上げます。丹羽議員から、報告に對して或る程度の強制力を附することはよいが、報告を受ける被報告者に対して抗告を認めることが民主的ではないかという質疑がありまして、これに對しまして有田政府委員から、命令の内容で被報告者を救済することを考えておる。又高等裁判所の方のことは行政權の範圍外であるから何とも申し上げられせんとの答辯がありました。更に同議員から、法案第九條の海難審判所の名稱、位置、管轄等を政令で定めることとしてゐるのはどうであらうかと質問に對しまして、有田政府委員は、この審判は行政處分だからよいのではないかとと思ふとの答辯がありました。次に新谷議員から、法案の第四十五條で、審判の手續を總て命令で定めるとしてあるのは廣汎な委任命令で、敢えて反對ではないが、効果が重要であるから將來法律事項にして貰いたい。いかにとの質問に對しまして、有田政府委員から、法律改正のときは研究の上善處することにいたしたいとの答辯がありました。次に施行期日の問題で懇談に移りまして、懇談が終つてから更に丹羽議員から、第二審の請求が言渡しの日から七日間では短か過ぎるではないかとの質問に對しまして、有田政府委員から、第二審の請求は餘隙でない場合は口頭でも電報でもできるうちに取計らいたい。又請求理由書は七日間と限らないで、三十日以内でよいことにする考えであると答辯がありました。次に新谷議員から、補佐人を頼むのに費用が掛つて困

小林 勝馬君
飯田精太郎君
新谷寅三郎君

十一月四日日本委員會に左の事件を付託された。

一、中央線申府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願（第四

百二十九號)
一、姫路、播磨新宮、若櫻間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第四百三十六號)
一、大糸線全通促進に關する請願

（第四百四十二號）
一、甲府、長野兩縣間電化實現に關する請願（第四百四十一號）
一、上毛鐵道水害復舊に關する請願（第四百四十二號）

一、中央鐵甲府、鹽尻兩駅間外二線
路の電化實現に關する請願（第四百四十四號）

の運輸を開始することに關する陳情(第五百二十二號)

一、大糸線全通促進に關する陳情
(第五百三十六號)
一、中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線
路の電化實現に關する陳情(第五
百三十七號)

（請願第四百二十九號）昭和二十二年十月二十日受理
中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電
化實現に關する請願

三

請願者 長野縣諏訪郡下諏訪町
長 青木正喜外十名
(外二件)

紹介議員 木下盛雄君
この請願の趣旨は、請第三百二十七號
と同じである。

(請第四百三十六號)昭和二十二年十
月二十二日受理
姫路、播磨新宮、若櫻間に國營自動車
の運輸を開始することに關する請願
請願者 兵庫縣赤松郡土庫村長
岸原徳四郎

紹介議員 小畑哲夫君

赤松郡は、全國有数の大郡であつて林
産品の豊富であるが、交通機關は戦時
中統合設立された赤松貨物自動車會社
所有の七十餘臺のトラックのみで、物
資の搬出上生産者のこうむる不便不利
は絶大なるものがある。これらの事情
に鑑み鐵道省は昭和十一年本縣山崎町
に山崎荷役所を設置したが、國營自動
車がないため、その効果も十分でなく
又運輸交通不便のため、文化産業方面
においても社會に取り残されてゐる實
狀であるから、速かに國營自動車を開
設されたいとの請願。

(請第四百四十號)昭和二十二年十月
二十二日受理
大糸線全通に關する請願
請願者 松本市長 筒井直久
紹介議員 木下盛雄君

この請願の趣旨は、請第三百二十六號
と同じである。

(請第四百四十一號)昭和二十二年十
月二十二日受理
甲府、長野兩縣間電化實現に關する請
願

請願者 松本市長 筒井直久
紹介議員 木下盛雄君

甲府長野間鐵道電化促進については、
二十五年前より機會ある毎に陳情を續
けて來たのであるが、地方民の熱望に
もかわらず未だ著工時期の繰上げ決
定に到らない現状である。この際電化
に伴う石炭の節約並びに輸送力増加、
トンネル内列車事故の防止、觀光客誘
致の見地より至急右區間の電化を實現
されたいとの請願。

(請第四百四十二號)昭和二十二年十
月二十二日受理
上毛鐵道水害復舊に關する請願
請願者 前橋市長 關口志行外
九名

紹介議員 木曾三四郎君外二名
前橋、桐生兩市を結ぶ上毛電氣鐵道線
は、赤城山南面の肥沃地を貫いて産業
の開發、文化の向上に重要な使命を
果していたが、今次の水害のため橋り
よう、盛土等の流失によつて寸斷狀態
となつた。この地方の復興再建は、右
鐵道の復興に左右されてゐるから、災
害による資金關係資材入手等に特別の
措置を講ぜられたいとの請願。

(請第四百四十四號)昭和二十二年十
月二十四日受理
中央線甲府、鹽尻兩縣間外二線路の電
化實現に關する請願
請願者 長野縣南安曇郡豐科町
長 田中耕外十六名
紹介議員 木下盛雄君

この請願の趣旨は、請第三百二十七號
と同じである。

(請第四百四十八號)昭和二十二年十
月二十四日受理

大糸線全通促進に關する請願
請願者 長野縣南安曇郡豐科町
長 田中耕外十六名

紹介議員 木下盛雄君
この請願の趣旨は、請第三百二十六號
と同じである。

(請第五百二十二號)昭和二十二年十
月十三日受理
大内驛、野村町間に國營自動車の運輸
を開始することに關する陳情
愛媛縣東宇和郡野村町長 渡邊
百三外五名

愛媛縣東宇和郡野村町、國鐵大内驛間
の縣道は宇和島市と松山市を結ぶ最短
路であり沿道六ヶ町村の努力によつて
昭和十二年齒長山脈横斷の土屋トンネ
ルも完成されたが民營自動車會社は配
車不能を理由に一日二往復を申請的に
運轉してゐる状態、このままに於ては
産業、經濟、文化等の發展にも遅れ特
に多量なる沿道農林産物も貨物自動車
なき爲沿道に腐朽するが如き奇觀を呈
する有様であるから早急に國營自動車
の運輸を開始されたいとの陳情。

(請第五百二十七號)昭和二十二年十
月十四日受理
都道府縣會議長に國有鐵道無賃乗車
證下付に關する陳情
石川縣會議議長 岡島有作外六
名

地方自治體が、今や國政民主化の基盤
として、新たな使命を遂行しなければ
ならない時、都道府縣會議議長は、地
方實情の視察精査等の國家再建に大な
る責任を持つてゐるのであるから、知
事と同じように國有鐵道無賃乗車證を
下付されたいとの陳情。

(請第五百三十六號)昭和二十二年十
月十六日受理
大糸線全通促進に關する陳情
松本商工會議所會頭 渡邊榮藏

大糸線の未通箇所は十七科にすぎず、
既にトンネルは通じ橋脚は完成して、
ただレールを敷設するのみとなつてゐ
るのであるから、至急この線を全通し
て、從來信越線その他に依存していた
貨客の利便を圖られたいとの陳情。

(請第五百三十七號)昭和二十二年十
月十六日受理
中央線甲府、鹽尻兩縣間外二線路の電
化實現に關する陳情
松本商工會議所 渡邊榮藏

この陳情の趣旨は、請第四百八十七號
と同じである。